（公印省略）

神健保医第1198号

令和４年11月21日

関係団体、医療機関　各位

神戸市保健所長　楠　信也

「医療用解熱鎮痛薬の安定供給について（続報）」の周知について（依頼）

平素より本市の保健行政の推進に御理解、御協力を賜り、厚くお礼申しあげます。

標記のことについて、厚生労働省より通知がありましたのでお知らせいたします。

会員、職員等関係者に通知内容の御周知をいただきますようお願いいたします。

記

１　通知文

令和４年11月11日付厚生労働省医政局医薬産業振興・医療情報企画課事務連絡

別添のとおり

２　概要

今冬においては、新型コロナウイルス感染症の更なる感染拡大及び季節性インフルエンザにより多数の発熱患者が生じる可能性があり、外来医療体制の強化等をお願いしているところです。

解熱鎮痛剤の供給については、先の厚生労働省事務連絡「アセトアミノフェン製剤の安定供給について」（令和４年７月29日付）及び「医療用解熱鎮痛薬の安定供給について」（令和４年８月19日付）としてお知らせしたとおり、製造業者による増産対応がとられているところですが、季節性インフルエンザと新型コロナウイルス感染症の同時流行により、解熱鎮痛薬の需要が増加することが想定されます。小児など必要とする方に適切な製剤を安定的に継続して供給するため、次の対応をお願いします。

(1)　解熱鎮痛薬については、返品が生じないよう、買い込みは厳に控えていただき、当面の必要量に見合う量のみの購入をお願いしたいこと。

(2)　解熱鎮痛薬として、アセトアミノフェン製剤だけでなく、代替薬として他の解熱鎮痛薬（イブプロフェン、ロキソプロフェンなど）の使用についても考慮していただきたいこと。

(3)　小児用のアセトアミノフェン細粒やシロップ製剤の不足が生じた場合には、必要に応じ、下記の例のような対応についても考慮していただきたいこと。

①　５歳以上で錠剤が服用できる患者への錠剤の使用

②　必要に応じて処方医と薬剤師が相談の上、錠剤を粉砕し乳糖などで賦形して散剤とするなどの調剤上の取組み

医務薬務課　医務担当

電話：078－322－6797

E-mail: imuyakumu@office.city.kobe.lg.jp